

第4号様式(第14条関係)

(表)

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

電 話

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可更新を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請に基づいて、市が私の市民税の納税状況を確認することについて同意します。

営業所の所在地	
取扱廃棄物の種類	ごみ・し尿・汚でい・その他()
収集、運搬又は処分の別	収集・運搬・処分(最終処分を除く)・最終処分
営業区域	
車両、器材の種類及び数量	
従業員の数	
処理料金	
処分地の所在地	
処分地の面積	

(裏)

○添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請者が個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 申請者、法定代理人、申請者が法人である場合の当該法人の役員、政令第4条の7に規定する使用人が法第7条第5項第4号に掲げる欠格要件に該当しない旨記載した書類
- 4 業務経歴書
- 5 履歴書(法人にあっては、役員等名簿及び履歴書)
- 6 従業員名簿
- 7 所有する施設の構造図、配置図及び案内図
- 8 その他市長が必要と認める書類

【業務経歴書】

年月日	業務経歴、他で受けている許可内容など

【廃棄物処理業許可証一覧】

※ 越谷市は除く

※ 一般廃棄物については、許可の種類の欄に、「ごみ」、「し尿」等の取扱廃棄物の種類を記入してください。

※ 許可証の写しを添付してください。

【事業計画書】

1 事業概要

2 取扱う一般廃棄物の種類及び処分先等

○ごみ（可燃・不燃）、し尿、汚泥

種類	回収頻度	処分先

○特定家庭用機器再資源化法対象機器の取扱い（あり・なし）

搬出先の名称：_____

○特定家庭用機器再資源化法対象機器等の保管・積替え（あり・なし）

積替え保管する場所：_____

○食品循環資源物の取扱い（あり・なし）

搬出先の名称：_____

○一時多量ごみ（引越ごみ等）の取扱い（あり・なし）

3 資源物の取扱い

種類	搬出先

※ 記入欄が足りない場合は、別紙として添付してください。

※ 処分先が東埼玉資源環境組合及び越谷市リサイクルプラザ以外の場合は、搬入先発行の受入れ証明書を添付してください。（資源物は除く。）

申請者に関する書類

以下の書類を添付してください。

1 法人の場合

(1) 定款又は寄付行為

原本証明を記載してください。

(2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

申請日前3か月以内に発行された最新のもので原本を添付してください。

(3) 法人市民税の納税証明書

直近1年分がわかる申請日前3か月以内に発行された最新のもので原本を添付してください。

（越谷市に納税している場合は添付不要です。）

(4) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その1 納税額等証明用）

直近1年分がわかる申請日前3か月以内に発行された最新のもので原本を添付してください。

2 個人の場合

(1) 住民票の写し

申請日前3か月以内に発行された最新のもので原本を添付してください。また、本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があって、マイナンバーの記載がないものとしてください。

(2) 履歴書（任意様式）

(3) 資格証の写し

業務に関連する資格がある場合は添付してください。

(4) 市民税の納税証明書

直近1年分がわかる申請日前3か月以内に発行された最新のもので原本を添付してください。

（越谷市に納税している場合は添付不要です。）

(5) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その1 納税額等証明用）

直近1年分がわかる申請日前3か月以内に発行された最新のもので原本を添付してください。

申立書

私（法人であるときは、その業務を行う役員を含む）、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルのいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名

電 話

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六

において準用する場合を含む。) に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

【役員等名簿】

年 月 日現在

役職名等	(ふりがな) 氏名	本籍	生年月日	資格の種類
		住所		

- ※ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、令第4条の7に規定する使用人、法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合、法定代理人が法人である場合においてはその役員を含む）を記載してください。
- ※ 役員等の履歴書（任意様式）を添付してください。
- ※ 業務に関連する資格のある者については、資格証の写しを添付してください。

【従業員名簿】

年 月 日現在

No	氏名	住所	生年月日	採用 年月日	主な業務の内容					資格の 種類
					し 尿	净 化 槽	ご み	事 務	他	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										

※ 主に越谷市内の業務に従事する者を記入してください。

※ 業務に関連する資格のある者については、資格証の写しを添付してください。

※ 主な業務の欄は、該当欄に○印を記入してください。

【車両一覧表】

年 月 日現在

No.	車名	形状	使用区分			登録番号	積載量	任意保険加入明細		
			し尿	浄化	ごみ			対人 賠償額	対物 賠償額	保険 会社名
1							kg	円	円	
2							kg	円	円	
3							kg	円	円	
4							kg	円	円	
5							kg	円	円	
6							kg	円	円	
7							kg	円	円	

- ※ 使用区分の欄は、該当するものに○印を記入してください。
- ※ 車両は、主に越谷市内の業務に使用する車両を記入してください。
- ※ 車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）の写し及び任意保険証の写しを添付してください。

【車両写真】

登録番号 _____

正面

全体を写すこと
ナンバープレートが確認できること
カラーのこと

真横

全体を写すこと
車両の表示が確認できること
カラーのこと

【車両保管場所の見取図及び写真】

(見取図)

※ 案内図及び配置図を記載してください。(別添可)

(写真)

全体を写すこと
カラーのこと

車両保管場所の所在地

【洗車場所】

自社内で洗車している場合

(見取図)

※ 案内図及び配置図を記載してください。(別添可)

※ 配置図には洗車設備等の位置を記載してください。

洗車場所の所在地	
----------	--

自社以外の場所（ガソリンスタンド等）で洗車している場合

(洗車場所一覧)

No.	洗車場所の名称	洗車場所の所在地
1		
2		
3		

※ 洗車場所を使用できることがわかる書類（承諾書、洗車時の写真など）を添付してください。

【特定家庭用機器再商品化法対象機器等の一時保管場所の見取図及び写真】

(見取図)

※ 案内図及び配置図を記載してください。(別添可)

(写真)

全体を写すこと
カラーのこと

所在地

【一般廃棄物処理業者調査表】

(申請日現在で記入してください。)

業者名	
代表者名	
本社所在地	

1 委託業務について

区分	委託を受けている地方公共団体名
ごみ	
し尿	

2 所有車両について (越谷市の許可車両以外も含む)

	パッカー車	ダンプ	キャブ オーバ	アーム ロール	バキューム	バン	その他
台数							
総積載量 (t)							

※ 総積載量は、小数点第1位まで記入し、第2位以下は四捨五入してください。

3 従業員数 (越谷市以外の従業員も含む)

従業員数	ごみ	し尿	浄化槽清掃業	その他	総従業員数
人数					

※ 兼務している場合は、それぞれに記載してください。

令和 7 年度
【一般廃棄物処理業務実務報告書】

業者名 []

年月	収集総量 (単位:kg)	処 分 量 内 訳 (単位:kg)			
		東埼玉資源環境組合 焼却場	越谷市の施設	自己施設	その他の施設
			越谷市リサイクルプラザ	埋立地	
R7年 4月					
R7年 5月					
R7年 6月					
R7年 7月					
R7年 8月					
R7年 9月					
R7年10月					
R7年11月					
R7年12月					
合計					

※ その他の施設は、施設名を記入してください。

※ 一般廃棄物処理手数料が納付されていることがわかる書類（納付書の写し等）を、直近 3 か月分添付してください。

【契約事業所名簿】

業者名 ()

No. ()

No.	事業所名	代表者名	事業所の所在地	契約方法	廃棄物の種類 (kg／月)		
					可燃物	不燃物	資源物
1				従量・定額			
2				従量・定額			
3				従量・定額			
4				従量・定額			
5				従量・定額			
6				従量・定額			
7				従量・定額			
8				従量・定額			
9				従量・定額			
10				従量・定額			
11				従量・定額			
12				従量・定額			
13				従量・定額			
14				従量・定額			
15				従量・定額			
16				従量・定額			
17				従量・定額			
18				従量・定額			
19				従量・定額			
20				従量・定額			
21				従量・定額			
22				従量・定額			
23				従量・定額			
24				従量・定額			
25				従量・定額			
26				従量・定額			
27				従量・定額			
28				従量・定額			
29				従量・定額			
30				従量・定額			
31				従量・定額			
32				従量・定額			
33				従量・定額			
34				従量・定額			

【営業の区域】